

高松市立牟礼南小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月3日策定

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。

いじめはどの学校でもどの子どもにも起こりうるという認識に立ち、児童が安心して学校生活を送ることができるよう、ここに定めるいじめ防止基本方針に従い、家庭・地域と連携していじめ防止に取り組みます。

■ いじめの定義

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)によるものとし、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とする。

第1 いじめ防止に向けた基本的な方針

1 いじめの未然防止

児童が、安心して学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりに努める。子ども同士の日々のトラブルに確実に対処し、「いじめは決して許されない」ことへの理解を促す。また、全校児童がいじめを自分たちの問題として考えられるよう指導し、傍観者を生まない集団づくりに努める。

2 いじめの早期発見

日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化を見逃さないよう努めるとともに、教職員相互の積極的な情報交換により情報を共有する。特に、児童が示す変化を見逃さないようにするために、個々の児童の特性や児童同士の関係に対する先入観をもちすぎず、いじめへ発展する可能性を常に考慮して対応に当たるようにする。

いじめは、見えない所で被害が発生することや気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。

3 いじめの早期対応

いじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、毅然とした態度でその行為に対し加害児童を指導する。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て対応する。複数の教職員で事実確認を行う。

4 重大事態の対処

重大事態が発生した場合には、速やかに高松市教育委員会に報告し、必要に応じて関係機関と連携を図りながら、その事態に対処するとともに再発防止に努める。

5 教職員の指導力の向上

すべての教職員のいじめへの対応に係る指導力向上を図るため、校内研修を行う。充実感のある授業や連帯感が強靱な学級づくりを育む意識を高める。

第2 いじめ防止のための具体的取組

児童一人ひとりが自己有用感をもち、互いに尊重し合う学校づくりに全校で取り組む。教員は分かる楽しい授業づくりに取り組み、基礎・基本の定着とともに自ら学ぶ主体的な学習態度を育て、児童が達成感を味わうことができる学習活動を推進していく。

道徳科を中心とした豊かな心の育成により、「いじめは絶対に許されない」「傍観することもいじめの加担」という認識を全員がもつように指導を重ねていく。

1 いじめを防止する教育活動

(1) 楽しい教育活動や学び合う学習指導の充実

すべての児童が「学校は楽しい」と感じられるように、学校行事や集会活動等の充実を図る。

一人ひとりの考えを学習の中で十分に生かし、互いの考えのよさに気づく学習活動を推進する。

(2) 道徳教育及び体験活動

道徳科を中心として教科、学活、学校行事や集会活動などに関連づけた心づくりを行い、いじめやコロナハラスメントの防止、生命尊重等に向けた取り組みをする。

(3) 傍観者を生まない集団づくり

「強めよう絆月間」や「明るい南っ子のちかい」の実践を通して、「いじめ、わるぐち、ぼうりよくゼロ」の学校になるような児童会活動を推進する。また、学級活動等で、ソーシャル・スキル・トレーニングを実践し、自分と他人との思いや考え方の違いに気づき、認められる自分の存在に自信をもち自尊感情を高めていく。また、コミュニケーション能力を高める。

(4) インターネット等に関する指導・啓発

インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、児童に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、インターネット等の適切な利用等について保護者への啓発を行う。

(5) 保護者や地域への働きかけ

いじめ防止に向けて、道徳科やあけまち学習、ふるさとまつりでPTAや地域の人と連携し、児童に感謝の気持ちを育て、いじめ防止の取組を推進する。

2 いじめの早期発見

「いじめはどの学校でも、どの児童にでも起こりうる」という基本認識に立ち、全教職員が児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身につけていくことが重要である。あらゆる場での観察を丁寧に行い、情報を共有することで、細かな変化にも気づくよう努力する。

(1) 日常的な観察

すべての教職員が児童の示す変化を見逃さないように努める。少しでもおかしいと感じる児童がいる場合には、生徒指導委員会で共有し、より大勢の目で見守る。

(2) 日記を活用したいじめの把握

児童がいじめを訴えやすい体制を整えるため、毎日の振り返りを書かせ、日々の学校生活や友人関係等を把握する。

(3) アンケートの実施

こころアンケートを6月、11月、2月に、生活に関するアンケート「元気な南っ子」を長期休業明け等年3回実施し、児童の悩みや人間関係を把握して「いじめゼロ」をめざす。

(4) 教育相談体制の整備

児童の悩みを積極的に受け止めるため、(3)のアンケート以外に、「こころくんボックス」を保健室前に設置し、教育相談の手紙を渡す時に児童に呼びかけを行う。教職員による教育相談において迅速な対応を行うとともに、必要に応じてSCやSSW等の専門家による教育相談を積極的に実施する。

3 いじめに対する措置

(1) いじめを認知したときの対応

以下の対応を基本マニュアルとして、全教職員が共通認識・共通行動をとる。

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ② いじめを認知した教職員は一人で抱え込まず、直ちに情報を共有する。
- ③ 速やかに関係児童から事情を聴き取り、事実関係を確認する。

〈留意点1〉当事者だけではなく、友人関係や保護者等から情報収集を行うようにする。生徒指導主事や学年主任を中心に学校全体で対応し、いじめの全容を把握する。なお、収集した情報について、その取り扱いを十分に注意する。

〈留意点2〉事実関係の調査は重ねて行うようにする。学級活動の時間帯だけでなく、クラブ、委員会等、子どものかかわりを様々な教職員の情報で統合する。

- ④ 事実確認の結果は、被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ⑤ 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報、援助を求めらる。

(2) いじめられた児童またはその保護者への支援

以下の5点に留意することを怠らないようにする。

- ① いじめられた児童から、事実関係の聴き取りを行う。その際、児童のつらさや悔しさを受け止めるとともに、個人情報の取扱い等、プライバシーに留意して対応する。
- ② 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝える。
- ③ いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族等)と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ④ 状況に応じて、スクールカウンセラーなどの協力を得る。
- ⑤ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。

(3) いじめた児童への指導またはその保護者への助言

- ① いじめたとされる児童から事実関係の聞き取りを行う。その際、不満・不安等の訴えを十分に聞く。
- ② 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意して対応を行う。
- ③ いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせ、その再発防止に関する指導を行う。
- ④ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるよう指導する。
- ⑤ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の方針を伝え、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する助言を行う。
- ⑥ いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、警察署と相談して対処する。

(4) 学級全体への指導

- ① 学級活動などを通して、いじめは絶対に許されない行為であることを指導する。
- ② いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として考えるよう指導する。
- ③ 全ての児童が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりに努める。

4 学校評価における検証改善

いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価項目に位置付け、評価結果を踏まえ、学校運営協議会等における協議を経て取組の改善を図る。

第3 いじめ問題に取り組むための組織

1 校内組織

(1) いじめ防止対策委員会

本校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、当該学級担任、SC、必要に応じてSSWによる「牟礼南小学校いじめ防止対策委員会」を設置する。必要に応じて委員会を開く。

(2) 生徒指導委員会

月3回、生徒指導委員会を開催し、全教職員で問題傾向を有する児童の現状等についての情報交換会を行い共通行動が取れるようにする。

2 家庭・地域、関係機関と連携した組織

重大な事案が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに、教頭に報告する。状況によっては緊急いじめ防止対策委員会を開催し、迅速に対応する。

緊急生徒指導委員会の構成員は、学校運営協議会を母体とし、加えて生徒指導主事、高松北警察署原駐在所員、青少年健全育成連絡協議会会長等とする。

第4 重大事態への対処

1 報告

いじめにより、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合の重大事態を認知した場合は、速やかに高松市教育委員会への報告を行う。

2 調査

重大事態に対して学校が主体となって調査を行う場合は、「牟礼南小学校いじめ防止対策委員会」を開催し、アンケートなどの方法により、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。調査を行った時は、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、この調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報を適切に提供する。

〈調査書の質問項目例〉

- ・ いつ頃、どこで、どんなことが起きたか。(見たこと、聞いたこと)
- ・ 相談したいこと。
- ・ 今の気持ち。

第5 教職員の指導力の向上

いじめへの対応に係る具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、普段から教職員の共通理解を図る。

「かがやく笑顔をとりにもどすために」等の研修資料を活用して、いじめへの対応に係る教職員の指導力の向上を図る。

第6 その他

この基本方針は、実施状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。